

議事日程(第3号)

平成25年3月11日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(14件)

議案第4号 平成24年度木城町一般会計補正予算(第6号)(関係部分)

議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 木城町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木城町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について

議案第14号 木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第15号 木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第16号 木城町新型インフルエンザ等対策本部設置条例の制定について

議案第26号 木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 平成25年度木城町一般会計予算(関係部分)

議案第28号 平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第31号 平成25年度木城町介護保険特別会計予算

議案第32号 平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

議案第33号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について

2) 産業建設常任委員会付託議案(13件)

議案第4号 平成24年度木城町一般会計補正予算(第6号)(関係部分)

議案第17号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

議案第19号 木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 木城町営住宅の整備基準に関する条例の制定について

議案第23号 町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第24号 移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第25号 町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について

議案第27号 平成25年度木城町一般会計予算（関係部分）

議案第29号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第30号 平成25年度木城町下水道事業特別会計予算

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 発議第1号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）

日程第4 議員派遣の件

日程第5 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第6 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案（14件）

議案第4号 平成24年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）

議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木城町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める

条例の制定について

議案第14号 木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第15号 木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第16号 木城町新型インフルエンザ等対策本部設置条例の制定について

議案第26号 木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 平成25年度木城町一般会計予算（関係部分）

議案第28号 平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第31号 平成25年度木城町介護保険特別会計予算

議案第32号 平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

議案第33号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について

2) 産業建設常任委員会付託議案（13件）

議案第4号 平成24年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）

議案第17号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 木城町営住宅の整備基準に関する条例の制定について

議案第23号 町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第24号 移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第25号 町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について

議案第27号 平成25年度木城町一般会計予算（関係部分）

議案第29号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第30号 平成25年度木城町下水道事業特別会計予算

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 発議第1号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書(案)

追加日程第1 発議第2号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書(案)

日程第4 議員派遣の件

日程第5 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第6 各委員会の閉会中の調査

出席議員(10名)

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中村 宏規君	議事調査係長 鍋倉 貴行君
書記 眞崎 哲子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	教育長	小野 順章君
総務課長	横田 学君	財政課長	田中 義彦君
会計管理者	加藤 伸一君	企画課長	淵上 達也君
環境整備課長	間吉田辰郎君	教育課長	長友 英親君
税務課長	伊藤 章君	福祉保健課長	石井 雄二君
町民課長	橋本未知男君	産業振興課長	中井 諒二君
監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開議

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。今一度ご確認ください。

ここで、皆様をお願い申し上げます。本日は、東日本大震災発生日からちょうど2年目となります。犠牲になられた方々のご冥福と、一日も早い被災地の復興を祈って、ただいまから1分間の黙祷を捧げたいと思います。ご起立をお願いします。黙祷。

黙祷を終わります。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

ご報告いたします。副町長半渡英俊君から、親族の不幸により欠席の届け出がありました。

本日は、議会広報のため、議場内で写真撮影を行いますのでご了承願います。ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、追加提出の議案等が2件ありましたので、3月8日に開催いたしました議会運営委員会で協議のうえ、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案14件、議案第4号平成24年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）、議案第10号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号木城町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、議案第14号木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第15号木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第16号木城町新型インフルエンザ等対策本部設置条例の制定について、議案第26号木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号平成25年度木城町一般会計予算（関係部分）、議案第28号平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第31号平成25年度木城町介護保険特別会計予算、議案第32号平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、議

案第33号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について、以上、14件について総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） ご報告いたします。

平成25年第2回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は14件です。審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月5日から3月8日までの4日間、総務常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、町長部局の課長以下、関係職員、教育委員会においては教育長、教育課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第4号平成24年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第10号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第11号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第12号木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第13号木城町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第14号木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第15号木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第16号木城町新型インフルエンザ等対策本部設置条例の制定について、原案可決です。

審査の内容について報告します。

第2次一括法による条例の改正が提出されたが、今後多くのサービスが期待される半面、職員の専門性や資質が問われてくると予想され、常に情報をとらえながら取り組んでいただき、また、職員の体制や環境整備にも十分な配慮をしていただきたい。

次に、議案第26号木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

審査の内容について報告します。

消防団員の確保については、今後も引き続き団員の勧誘を行い、消防団OBの活用も考慮していただきたい。

次に、議案第27号平成25年度木城町一般会計予算（関係部分）、原案可決です。

審査の内容について報告します。

平成25年度一般会計予算については、委託料に伸びがみられ、新規の事業や保育所建設等で総額を押し上げていると思われるが、町民が安全・安心に生活し、この町に住んでよかったと思える予算が随所にみられる。特に、保育所建設に当たっては昨年より総務常任委員会で協議を続け、所管事務調査をとおして執行部に提言書を提出いたしました。今回、送迎用ロータリーや雨よけの設置、高齢者との交流等に配慮されたことは高く評価いたします。

しかし、シルバー人材センターの補助金については、自ら運営のどこに問題があるか精査し、会員全員の共通の認識として問題解決に努め、自立すべきである。

また、中之又コミュニティ施設管理補助金については、将来的には自立を目指し、補助金は施設管理部分にとどめるべきである。

以上が、平成25年度木城町一般会計予算の審査内容です。

次に、議案第28号平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

審査の内容について報告いたします。

所管課である町民課より説明を受けました。特定健診については、今年度より若年層の特定健診を実施し、病気の早期発見につながった。今後も受診率の向上、健診に対する若年層の意識を高め、病気の早期発見、早期治療による国保の医療費抑制に努めていただきたい。

次に、議案第31号平成25年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

所管課である福祉保健課より説明を受け質疑を行いました。特別な報告事項はありません。

次に、議案第32号平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

所管課である町民課より説明を受け質疑を行いました。特別な報告事項はありません。

次に、議案第33号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託案件の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業建設常任委員会付託議案13件、議案第4号平成24年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）、議案第17号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、議案第 2 2 号木城町営住宅の整備基準に関する条例の制定について、議案第 2 3 号町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第 2 4 号移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第 2 5 号町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第 2 7 号平成 2 5 年度木城町一般会計予算（関係部分）、議案第 2 9 号平成 2 5 年度木城町簡易水道事業特別会計予算、議案第 3 0 号平成 2 5 年度木城町下水道事業特別会計予算、以上 1 3 件について、産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、税田輝房君。5 番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

議案第 4 号平成 2 4 年度木城町一般会計補正予算（第 6 号）（関係部分）、審査の結果、原案可決でございます。

議案第 1 7 号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第 1 8 号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第 1 9 号木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第 2 0 号木城町営一般住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第 2 1 号木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第 2 2 号木城町営住宅の整備基準に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第 2 3 号町道構造技術的基準を定める条例の制定について、原案可決でございます。

議案第 2 4 号移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第 2 5 号町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第 2 7 号平成 2 5 年度木城町一般会計予算（関係部分）、審査の結果、原案可決でございます。

議案第 2 9 号平成 2 5 年度木城町簡易水道事業特別会計予算、審査の結果、原案可決でございます。

議案第30号平成25年度木城町下水道事業特別会計予算、審査の結果、原案可決でございます。

審査での主な意見等について報告いたします。

まず、議案第4号平成24年度一般会計補正予算ですが、企画課関連で、木城町特産品開発奨励補助金として、KK麺クラブの製麺設備購入の補助金が計上されており、木城町の特産品としての定着が期待されるが、所管課においては販売実績を把握され、補助効果について検証をお願いしたいとの意見がありました。

続いて、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として、旧石河内小学校改修関連予算が計上されております。宿泊、料理の提供、販売等ができる施設への改修計画が進められるということであり、委員からは、運営に当たっては既存施設の「中八重緑地公園」、「えほんの郷」、「郷の駅石河内」が連携できる体制により、地域住民による活性化を期待する意見がありました。

次に、議案第27号平成25年度一般会計予算では、産業振興課関係で、園芸振興費のいきいき営農支援事業補助金として、町特産化推進品目の補助金が計上されております。中ショウガの特産化については厳しい状況となっており、補助終了後も継続して生産していくには、生産者組織をつくる必要があるのではないかとの意見がありました。また、所管課においては、補助対象の土地が生産条件を満たしているのか、土地の地番や面積の確認など、必要事項を正確に確認し、生産状況を十分把握、指導していくような体制を事業実施前に十分整備しておくべきであったと思われまます。農業振興費では、オリーブ普及推進のための研修予算が計上されておりますが、行政主導での農業振興事業については具体的な計画に基づき、採算性、将来性の検証を十分行ったうえで実施していかなければならないとの意見がありました。

また、現地調査としまして、株式会社KKYファーム、株式会社ドライアップジャパンを訪問し、企業立地奨励条例補助金の対象設備等の確認を行いました。

以上、審査報告といたします。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の25議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第4号平成24年度木城町一般会計補正予算（第6号）、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告とともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号承認等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号木城町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する総務常任委員会の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号木城町新型インフルエンザ等対策本部設置条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号木城町営住宅の整備基準に関する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定

について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成25年度木城町一般会計予算、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。まず、本案に対する反対の討論はありませんか。3番、原博君

の登壇発言を許します。

○議員（3番 原 博君） 反対します。

理由については、平成25年度木城町一般会計予算の中で、民生費、児童福祉費、児童措置費の工事請負費は中央保育所の建設に伴うものであるためであります。

一般質問でも再三発言してきましたが、現在の保育所の場所は、児童館、小学校がそばにあることで、先輩の活動する姿を見て育つことは幼児教育に一番大切なことだと思います。また、町体育館、交流センターリバリス、図書室、児童プールなどがあり、教育設備が整っています。また、先人たちが子どもたちの教育のために苦勞をしてこれまで築き上げてきた、他町の人がうらやむ施設が整った教育環境の中に建設するべきで、広さを求めるのではなく中身である、児童が悪くなったときの病児・病後児保育など、今のニーズに合った施設を児童館とテニスコートの場所に建設するのが一番良い方法と考えます。

四日市の建設予定地は定住促進事業の住宅地として開発し、道路整備も進めればよいと考えます。予算の中で同調する部分もありますが、町民、関係者の意見に反する中で予算を確定することは、町長の予算をつくる権利、課税をする権利に制御する役目の議会の一員である私は、住民代表として町民に対し責任が持てないので、27号議案に反対します。

以上。

○議長（甲斐 政治） 次に、本案に対する賛成の討論はありませんか。7番、山田秋吉君の登壇発言を許します。

○議員（7番 山田 秋吉君） 賛成意見を述べさせていただきます。

この案件については、昨年3月議会で用地費設計費等については全員可決で賛成をいただいております。その中で、今回予定されております保育園の用地でございますが、昨日、一昨日、現地を見せていただきましたが、町内での一等地として十分な広さもあるし、この上ない保育環境に整っている場所であるというふうに認めました。

私が委員会の審査報告をしましたとおり、保育所建設については当委員会が執行部に提言書を提出いたしました。それを十分お含みいただき、送迎用ロータリーや雨よけの設置、また高齢者の交流等にも配慮されて非常に議会との審議の中で理解をしていただいております。

特に、本日産建委員会では関連27号の一般会計予算については、全員原案可決で報告を受けております。その中で反対をしていくというのは、これは議会の趣旨からいって逸脱していると私は思います。特に道路の問題も言われましたが、今回の保育所建設については周辺の道路整備の予算も計上されております。十分配慮をされていると私は理解をしておるわけですが、保育所建設については、総務常任委員会の中では関係議案でございましたから、十分論議を進め現地も見せていただき、内容等にも十分協議をさせていただきました。特に委員会としては執行部のほ

うにお願いしたことについては十分配慮をされております。

この件については、やっぱり安心・安全で保育行政を早く進めていただくように、私は逆に賛成の立場から執行部のほうにお願いをしたいと思います。当然、保育所の保育関係者については、早く良い施設の中で保育をしていただきたいという要望もかなり聞いております。ここで停滞することなく、順調に進めていただきたいというふうに思います。

一応、賛成意見を述べさせていただきます。

○議長（甲斐 政治） 本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで、討論を終わります。

これより採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成多数。本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計予算、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成25年度木城町下水道事業特別会計予算、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成25年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 諮問第1号

○議長（甲斐 政治） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件に対して、黒木逸郎君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、黒木逸郎君を適任とすることに決定いたしました。

日程第3. 発議第1号

○議長（甲斐 政治） 日程第3、意見書の提出、発議第1号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）が、税田輝房君ほか4名から提出されております。

提出された発議第1号については、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので朗読は

省略し、提出者、5番、税田輝房君の趣旨説明を登壇の上、求めます。5番。

○議員（5番 税田 輝房君） 発議第1号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）提出の、趣旨説明をいたします。

森林は、木材供給のみならず、国土保全など多くの役割があり、特に地球温暖化防止に関しては森林整備そのものが二酸化炭素吸収源対策として大きな役割を担っています。

しかしながら、昨年10月に導入された地球温暖化対策のための税、使い道はエネルギー起源二酸化炭素排出抑制施策に限定され、森林吸収源対策には全く充てることができない仕組みとなっております。地球温暖化対策を強化するためには、必要な財源を確保した上で森林整備、木材利用、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの利用を促進する必要があります。

よって、国に対して森林吸収源対策の財源確保に関して、別紙のとおり特段の措置を講ずるよう強く要望する意見書を提出するものでございます。

ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第1号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第1号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、発議第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りします。発議第1号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官に提出することに決定いたしました。

ここで、産業建設常任委員長より委員会の開催の届け出がありましたので、しばらく休憩いたします。再開にあたっては、改めて連絡いたします。

午前9時55分休憩

午前10時13分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま税田輝房君ほか4名から発議第2号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書（案）が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、意見書の提出、発議第2号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書（案）を追加日程第1として日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第2号

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、意見書の提出。発議第2号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書（案）を議題といたします。

発議第2号について、朗読は省略し、提出者5番税田輝房君の趣旨説明を登壇の上、求めます。5番。

○議員（5番 税田 輝房君） 発議第2号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書（案）提出趣旨説明をいたします。

農業を基幹産業とする本町では、口蹄疫からの復興に向け懸命に努力している最中です。万が一、TPPに参加することになれば、海外から安い農林水産物が大量に流入し、我が国の農林水産業に深刻な影響を与え、本町も壊滅的な打撃を受けることになり、地域そのものが崩壊することは必至であります。

よって、国に対して、TPP交渉は国民生活の根本にかかわる重大な問題であり、特に我が国の農林水産業、農山漁村を守るため、TPP交渉に参加しないよう強く要望する意見書を提出するものでございます。

ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。趣旨説明といたします。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第2号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第2号環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書（案）を議題といたします。

発議第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、発議第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第2号環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣に提出することに決定いたしました。

日程第4. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり

派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第5. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第5、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告を行います。

これより、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 総務常任委員会としては、特段ございません。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 産建常任委員会としては、何もございません。

以上で終わります。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、宮崎勝正君。8番。

○議会運営委員長（宮崎 勝正君） 議会運営委員会としては、何もございません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員長（中竹 義一君） 報告します。本日をもって議会が終了しましたので、議会報編集に向けて4月1日、4日、8日、12日、15日の日程で取り組んでまいりたいと思います。議員各位、事務局のご協力をお願いし、報告といたします。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第6. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第6、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る3月1日に開会されて以来、本日までの11日間にわたり、慎重にご審議をいただき、また執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成25年第2回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（田口 晃史君） 一言お礼申し上げます。

11日間に及ぶ議案の審査、お疲れでございました。今議会に上程をいただきました議案30議案、諮問1件、全て原案のとおり可決、または同意に賛成をいただきまして厚くお礼を申し上げます。予算の執行に当たりましては、事務事業等に適正かつ迅速に処理をいたしてまいりたいとそうように考えておるところでございます。

なお、小さな経費で最大の効果をあげるべく努力をしてまいりますので、議員各位の今後ともご指導、ご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、当面します行事につきまして、お手元に配付してございますので、お繰り合わせご出席をいただきますようお願いをいたしまして、お礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員